

健生食輸発1029第1号
令和8年10月29日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(モザンビーク産ごまの種子のカルバリル)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発 0331 第1号（最終改正：令和8年10月27日付け健生食輸発 1027 第1号）により通知したところである。

本日、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のモザンビークの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ごまの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）	－	カルバリル チアメトキシサム	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるカルバリル及び基準値（0.02ppm）を超えるチアメトキシサムが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ごまの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）	－	チアメトキサム	別表１の３によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.02ppm）を超えるチアメトキサムが検出されるおそれがあるため。

に改める。